

**民法などの改正
父母の離婚後の子の養育に関する
ルールが改正されます**

父母の離婚後のこどもの養育についての法律が見直されました。

親の責務や親権、養育費、親子交流など、新しいルールが4月1日から施行されます。

■改正ポイント

- ▶親の責務に関するルールの明確化
- ▶親権に関するルールの見直し
- ▶養育費の支払確保に向けた見直し
- ▶安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し
- ▶財産分与に関するルールの見直し
- ▶養子縁組に関するルールの見直し



■子どもの健やかな環境とよりよい未来のために
現在、シングルマザー、シングルファザーを支える多様な支援を展開しています。

子どもがのびのびと成長できる環境づくりに努めていきましょう。

☎住民会計課 ☎65-8993



ひとり親家庭のためのポータルサイト

新規

**乳児等通園支援事業
こども誰でも通園制度
が始まります**



保護者の就労要件を問わずに一定時間保育所などの施設を利用できるようになります！

■対象となる乳幼児

0歳6カ月から満3歳未満の保育園などに入所していない乳幼児

■実施施設

葛巻保育園、五日市保育園、江刈保育園、小屋瀬保育園
で定員の余裕人数分で受け入れます。



■利用時間および料金

時間 1カ月当たり上限10時間
料金 1時間につき300円

気軽に相談ください！

個別相談を受け付けています。利用を検討している、制度を詳しく知りたい人など、気軽にご相談ください。

☎こども教育課 ☎65-8989

2年ごとの見直し

後期高齢者医療保険料率が改定されます。

☎県後期高齢者医療広域連合 ☎019-606-7500
住民会計課 ☎65-8993

■改正ポイント

- ▶令和8・9年度の保険料率（医療分）の均等割額が**5,000円引き上げ**
- ▶令和8年度から「**子ども・子育て支援納付金分（子ども分）**」が**新設**

**後期高齢者
医療保険料率**

令和6・7年度保険料率
均等割額 43,800円
所得割額 8.53%

令和8・9年度保険料率（医療分）
均等割額 **48,800円** (5,000円引き上げ)
所得割額 **8.50%** (0.03ポイント引き下げ)

令和8年度保険料率（子ども分）
新設 均等割額 **1,366円**
所得割額 **0.26%**

令和8年度から今までの医療分にあたる保険料に、子ども・子育て支援納付金分（子ども分）の保険料を合算して決定します。なお、令和9年度の子ども分保険料率は、令和8年度中に決定します。

保険料率が上がる理由

- ・医療保険制度改正…後期高齢者負担率、出産育児支援金負担率の増加など
- ・1人当たり医療給付費の増加…診療報酬の改定、医療の高度化など
- ・子ども・子育て支援金制度の開始…令和8年度から徴収開始

保険料率の上昇抑制策

- ・「財政調整基金」および県に設置されている「財政安定化基金」を活用し、保険料率の急激な上昇を抑制しています。

■保険料の軽減

均等割額は、世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じて軽減します。

- ・医療分：2割～7.2割
- ・子ども分：2割～7割

▶詳しくはこちら

保険料の額は令和7年中の所得によって決定されます。7月中旬以降に送付される通知書で確認ください。



町HP

拡充

**くずまキッズ予防接種助成事業
子どもたちの予防接種
費用の一部を助成します**



子どもおよび1歳未満児の保護者を対象に、任意の予防接種費用の一部を助成します。

■拡充した内容

予防接種の種類	おたふくかぜ	インフルエンザ（1回目）
助成限度額	5,000円	4,000円
対象者	・1歳～就学前 ・高校3年生相当	・0歳～高校3年生相当 ・1歳未満児の保護者

※いずれも助成金はくずまき商品券で交付

■助成要件

- ①町内に住所を有する人
- ②ワクチン接種を完了した人



※申請には医療機関からの領収書および明細書が必要です。

■助成対象

その他任意接種ワクチンも助成の対象になります。詳細は町ホームページでご確認ください。

☎健康福祉課 ☎65-8991

拡充

**エコ・エネ総合対策事業費補助金
環境にやさしい暮らし
を応援します**



新エネ・省エネ設備の導入や集団資源回収を行う場合に要する経費の一部を補助します。

■対象設備と補助金額（一部）

対象設備	補助金額
住宅用太陽光発電システム	事業費の3分の2 上限 100万円
定置用蓄電池	事業費の3分の2 上限 100万円
木質バイオマス熱利用設備	導入費用の2分の1 上限 40万円
ハイブリッド自動車	車両本体価格の10分の1 上限 10万円

■申請方法

補助金申請は事業完了後ですが、事前に農林環境エネルギー課までご相談ください。

☎農林環境エネルギー課 ☎65-8985

拡充

**高齢者等外出支援事業
タクシー料金を
助成します**



町内でタクシーを利用した際の料金の一部を助成します。



■対象者

- 運転免許証を返納した75歳以上の人
- 身体障害者手帳1級および2級の交付を受けている人、3級から6級の交付を受けていて、視覚、下肢、体幹のいずれかに障がいのある人
- 療育手帳の交付を受けている人

■助成金額

タクシー料金の**8割**
※1回の利用料金が1,000円以上の場合、タクシー利用助成券を1枚利用できます。

■タクシー利用助成券

助成券は1カ月につき4枚交付します。健康福祉課（くずま～る1階）で手続きしてください。その際、身分証明書が必要ですので、ご持参ください。

☎健康福祉課 ☎65-8992

拡充

**町産材利用促進事業
町産材の良さを
ぬくもりに親しんで**



町で生産された木材を利用して住宅や付属家を新築・増改築した場合の建築経費の一部を助成します。

■対象者

- 葛巻町に住民登録している人、または完成後に住民登録する人
- 葛巻町に本店または支店を置く法人

■対象となる建築物

- 住宅
 - 付属家、畜舎、事務所や工場などの非住宅
- ※木造・非木造は問いません。

■対象となる木材

町内から伐採され製材した町産材
※町産木材の産地証明制度などにより証明できるものに限りです。

■助成金額

町産材の使用量1㎡当たり**7万円**
(限度額**840万円**)

☎農林環境エネルギー課 ☎65-8985

